

**沖縄ライフサイエンス研究センター指定管理者の
募集に係る質問及び回答**

No	質 問	回 答
1	(1) 前回の指定管理者公募時の質問に対する回答で、中期修繕計画（仮称）は「作成中」と記載されています。今後の設備等の修繕等の予算を見積るために建築や機器設備等の修繕、更新計画を教えてください。 (2) 施設は整備開始から 14 年となり、設備機器の中には（メーカー推奨）耐用年数を経過している物や既に部品等が製造中止等となっているものがあります。 このような修繕対応が不可能な場合、新たに同等品を購入するケースは県の支出としてよいですか。	(1) 沖縄ライフサイエンス研究センター個別施設計画（令和 3 年 3 月）を現地説明会出席者へメールで送付します。 (2) 修繕対応が不可能と判断された共用機器等が確認された場合には、その対応（更新又は廃棄）について、指定管理者の意見や利用状況、必要性等を総合的に考慮し、県において検討を行います。 なお、共用機器等の修繕については、「沖縄ライフサイエンス研究センター業務管理仕様書」1(9)②の規定のとおりとなります。
2	令和 6 年度分のモニタリング委員会での委員より、支払消費税額（預かり消費税－支払い消費税）を租税公課に計上することで実際の事業収支が明確になるとの指摘があり、そのように修正することになったと理解しています。 この指摘を踏まえて、モニタリングシートとの整合性から第 6-1 号様式_事業計画書（収支計画書）_2 支出_(2) 管理費_16 公課費（税金）に支払消費税額を計上することでよいですか。	第 6-1 号様式（事業計画書（収支計画書））における消費税については、「2 の 2 の(2)の 16 公課費（税金）」の項目に計上してください。 また、「16 公課費（税金）」の内容欄には、そのうちの消費税額がわかるように記載してください。
3	退職引当金を運営経費に含まないとあります。退職金は、労働者の給与の後払いとして退職時以降に支払われる報酬（生活給の一部）として社会的慣行や企業会計上も確立していると考えます。 指定管理業務に従事する従業員の給与の一部を引当金に計上することを認めないと読めますが、その理由をお教え下さい。	指定管理業務開始後に行われるモニタリングでは、指定管理業務に対する評価を行うことから、施設管理に直接関係しない経費（退職引当金や法人機能の維持に関する費用など）については、管理運営経費の対象外としているところであります。

No	質 問	回 答
4	(1) 人件費、物件（物品）等物価変動に伴う経費の増加のリスクは指定管理者が負うこととされていますが、オイルショックや紛争など指定管理者の責めに拠らない対外的要因によるものについても、一切のリスクを指定管理者が負うことになりますか。 (2) また、総務省は、電気料金等の物価高の場合に基金を作って全国の指定管理物件に対する支援を行っていると聞いていますが、そのような措置を県で採用されるお考えはありますか。	(1) 原則として、募集要項に記載のとおり、「物価変動」を伴うリスクは指定管理者の負担となります。 物価変動に伴うリスクを十分に踏まえた上で、安定した運営が可能であるかどうかを検討いただき、申請いただくようお願いします。 (2) 国の支援策の活用については、県全体として検討されるものと考えます。
5	「支払い遅延」について、県から経費の支払の遅延によって生じた場合とありますが、県から指定管理者に支払われる経費とはどのようなものを想定されていますか。	現時点において、県から指定管理者に支払う経費は想定していません。 ただし、指定管理期間中にそのような事例が生じる可能性を考慮し、記載しています。
6	(1) 指定期間中に「公の施設」を追加する可能性があるとの記載がありますが、現在計画しているものはありますか。 (2) また、「協議により指定管理料の増減が発生」するとありますが、施設を別途、敷地内に建設するのであれば、現在、センターの入居者の利用料に与える影響はないと考えられますが、増減が発生する要因を教えてください。	(1) 現時点において、指定期間中に「公の施設」を追加する計画はありません。 ただし、指定期間中に施設の増築等が生じる可能性を考慮し、記載しています。 (2) 本項は、「公の施設」の追加等があれば管理運営に必要な金額に変更が生じることから、協議を経て指定管理料、納付金等に増減が生じる可能性がある旨を記載したものです。 この回答を踏まえ、「沖縄ライフサイエンス研究センターの指定管理者募集要項」（令和7年8月）別表2を以下のとおり修正します。 【修正内容】 リスク種類「指定期間中における「公の施設」の追加」のリスク内容の以下の記載 修正前：協議により指定管理料の増減

No	質 問	回 答
		が発生することがあります。 修正後：協議により指定管理料、納付金等に増減が発生することがあります。
7	現在センターではスタートアップ（設立から5年以内）を支援するために利用料金の25%の減免を行っています。 これは県と相談の上で現在の指定管理者が実施しているが、指定管理者が変更された場合も継続されると考えてよいでしょうか。	レンタルラボ利用料の減免措置を実施するかどうかについては、指定管理者において判断することとなります。 利用者サービスの向上に関する内容については、指定管理候補者の選定における審査の対象となりますので、減免措置の実施の有無等については応募者において検討されるものと考えています。 なお、現在実施されている減免措置の概要は、以下のとおりです。 【減免対象】 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であって、創業の日（法人の場合にあっては設立（合併による設立を除く）の日又はその他の場合にあってはセンター利用の対象となる事業を実質的に開始した日、個人の場合にあっては事業を開始した日）から5年を経過していないものが利用するとき。 ※ ただし、次のいずれかに該当する中小企業は除きます。 ・ 大企業*が発行済株式の総数又は出資金の総額の2分の1以上を実質的（役員等や関係会社が保有するものを含む）に所有している中小企業 ・ 人事、資金、取引等の関係を通じて大会社が実質的に支配している子会社の場合 ・ 既に親会社が当センターへ入居している、その子会社（議決権の過半数を実質的に所有されており、経営等を支配している場合） * 大企業とは・・・中小企業地域資源活用促進法第2条第1項に規定する中小企業者以外の者で、事業を営む者

No	質 問	回 答
		【減免額】 研究室の施設利用料金（小または中研究室 1 室に限る） 1 平方メートル 1 月につき 2,404 円 → 1 平方メートル 1 月につき 1,803 円
8	今年度、センターでは蛍光灯を LED に更新している。これは製品保証期間を延ばして廃棄物を減らし、節電などの SDGs の観点から導入されたものと理解しています。利用者が故意・過失で破損した場合を除き、設備更新は県が行いますか。 退去時の原状回復として取り換えるのは設置目的や SDGs の観点に逆行し、更新時にたまたま入居していた利用者負担とするには大変な不平等になります。 LED の取り扱いについて、方針（考え方）を教えてください。 （注）小サイズで 24 本×LDE 単価（標準品）12,000 円＝288,000 円＋αになります。	LED 照明の更新の取扱いについては、入居者及び次期指定管理者と十分に協議を行う必要があると考えます。 今後、入居者及び次期指定管理者と協議を行い、その結果を踏まえて取扱いを検討します。
9	図面の閲覧時に下記の報告書等も閲覧できないでしょうか。 ○消防設備点検報告書 1 消火器具点検票 その 1～その 2 消火器調査一覧表 2 屋内消火栓設備点検票 その 1～その 3 消火栓ホース一覧 3 自動火災報知設備点検票 その 1～その 3 自動火災報知設備(1) N01～最後まで 4 非常警報器具及び設備点検票 その 1～その 3 5 誘導灯及び誘導標識点検票 その 1～その 2 誘導灯設置一覧表 6 防排煙制御設備点検票 その 1～その 3 ○害虫駆除報告書（ネズミ等駆除）	図面と併せて、直近の「消防設備点検報告書」及び「害虫駆除報告書」を沖縄県企画部科学技術振興課（沖縄県庁 7 階）で閲覧いただくことが可能です。 閲覧する日時については、事前に沖縄県企画部科学技術振興課と調整をお願いします。 なお、これらの書類に記載されている個人名等については、不開示とさせていただきますので、予めご了承ください。

No	質 問	回 答
	・ 防除対象：ネズミ・ゴキブリ 等 ・ 施工場所：トイレ・給湯室・実験室 等 ・ 使用薬剤：プロペタンホス ・ 処理方法：トリートメント(噴霧方)等	